

大規模災害時における支援活動に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、医療・保健・介護活動等の支援を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（防災体制の確立）

第2条 乙は、JAグループ高知（高知県農業協同組合中央会、県内農業協同組合連合会、県内農業協同組合（以下「JA等」という。））の災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲は乙に対して必要な協力を行う。

2 甲及び乙は、JA等と市町村が災害時における支援活動に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行う。

3 乙は、全国のJAグループとの連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 乙は、JA等の活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚を図り、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

第3条 乙は、被災地域のJA等からの情報収集に努めるとともに、速やかに甲へ連絡し、甲は、乙に必要な情報を提供する。

（災害時の対応）

第4条 災害時の県民生活の安定を図るため、乙は、甲からの情報提供及び要請を受け、JA等に対し次の活動を要請・指導する。

- 1 被災者の救出、避難誘導、炊き出し、復旧作業等の活動
- 2 応急生活物資・防災資材・燃料等の優先調達及び安定供給
- 3 災害時の緊急医療活動その他の医療・保健活動及び高齢者等要介護者への介護活動
- 4 救護所・避難場所等への施設や土地の提供

（協力事項の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置する等の激甚な災害が発生し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年10月27日

甲 高 知 県
高知県知事



乙 高知県農業協同組合中央会
会 長

